

消防防災ヘリコプターによる山岳救助のあり方に関する検討会（第 3 回） 議 事 概 要

1 日 時

平成 23 年 7 月 28 日（木） 14:00～16:00

2 場 所

経済産業省別館 1111 会議室

3 出 席 者（50 音順、敬称略）

委 員：宇田川雅之、大西正芳、北澤克久、齊藤茂（座長）、柴一昭、
東秀訓、藤牧一嘉、松浦和夫、宮原健一、諸泉幸次（代理）
オブザーバー：荒谷秀夫、川瀬孝、佐々木洋、田島伸太郎、西内博、原田豊

4 議事次第

- （1）開会
- （2）第 2 回検討会議事録報告
- （3）過去 2 回の検討会のまとめ
- （4）東北地方太平洋沖地震における航空部隊の活動について
- （5）岐阜県ヘリ事故調査経過報告を踏まえての課題
- （6）閉会

5 議事の経過

（1）第 2 回検討会議事録報告（14:05～14:15）

事務局から第 2 回検討会の議事概要について説明し、ホームページへの公表について同意を得た。

（2）事務局によるプレゼンテーション（14:15～14:50）

- ① 東北地方太平洋沖地震における航空部隊の活動について
- ② 過去 2 回の検討会のまとめ
- ③ 岐阜県ヘリ事故調査経過報告を踏まえての課題
経過報告について説明を行い、以下の論点が提示された。
 - ・ 山岳救助を実施する上でのヘリコプターの運航重量の決定について
 - ・ 山岳救助に係る出動の判断について

（3）討論概要

- ① 山岳救助を実施する上でのヘリコプターの運航重量の決定について（15:00～）
 - ・ 高高度での山岳救助を実施する上では、ヘリコプターの性能表ぎりぎりではない余裕をもった運航が求められる。

- ・民間事業者の運航管理規程の作成指導を行う上では離陸重量は最大離陸重量の95%以下とされている。
- ・機長は出発前に離陸重量、着陸重量、重心分布を確認する義務がある。
- ・各機体の飛行規程に定められた重量内での運航は大前提で、メーカーの設定出力や機長の判断等がそれに加味される。
- ・飛行機の性能分布表を確実に遵守すべき。安全管理体制として、出動判断を機長の判断のみに任せるのではなく、出動基準を策定し、総合的な判断を行い、できないものではないとすべきである。
- ・消防防災航空隊の運航重量を軽くするための取り組みとして、山岳救助に行く場合には必要のない救助資機材を降ろしたり、搭乗人数を減じたりしている。夏場では現場の標高に応じて燃料を調整し、尚且つ現場上空でパワーチェックをしてから救助活動に入るようにしている。
- ・自衛隊では搭乗員について内部規程により定められており、原則として減じて運航することはないが、燃料の調整による重量調整は行っている。また、現場上空での出力チェックで余剰値が規定値以下であればホバリングは行わないようにしている。ただし、その規定値は基準であり、それを超えての活動を禁止するものではない。機長の判断で実施する場合もあり、そこを組織としてどうコントロールするかが問題になる。
- ・操縦者には「見張り義務」があり、特に障害物の多い山岳地帯では副操縦士席に見張りを行える人（操縦士など）を搭乗させるべきである。
- ・地域ごとの地形や災害の様態（ホバリング救助を実施する高度、洋上飛行の頻度など）を考慮して、十分な性能のある機体を選択すべきである。
- ・各自治体の機体に応じた基準を設ける必要がある。また、機長だけでなく、組織の管理責任者が運航重量について簡単にチェックできるような指標が必要である。

② 山岳救助に係る出動の判断について（15：30～）

- ・山岳救助の出動判断については、機長の判断が大きな要素になるが、最終的な出動可否の決定については組織の管理責任者も関与すべきである。そのためには、判断の基準となるマニュアルを策定し適時適切に改正する必要がある。
- ・出動基準などのマニュアルを作成するだけでなく、操縦士の技能管理（訓練審査制度）や出動実績の管理も適切に行うべきである。
- ・自衛隊では出動の判断は機長の独断ではなく、操縦士の資格を持った部隊の責任者が機長と相談して決めている。その判断を組織として尊重できるような体制が出来ている。
- ・特に委託運航の場合、機長の判断が反映されるような体制であるかどうか、また運航管理責任者がその判断について正しい評価を行えるかどうかが重要である。その際の判断材料として、救助活動を行う山岳地帯についてあらかじめ熟知しておく必要がある。異動の期間を考慮すると、そういったことに対する教育システムの構築が必須である。

（４）今後の予定

今回の検討会で出た意見をもとに論点を更に絞り、他機関との連携も含め、更に議論を展開していく。